３０高高第６２号
平成３０年３月１４日

一般社団法人日本冷凍空調工業会
会長　坪久田　庄二　殿

高圧ガス保安協会
会長　市川　祐三

一般詳細基準審査結果通知書

平成 29 年 10 月 23 日付け日冷工 29 第 448 号をもって申請のありました件については、「冷凍保安規則の機能性基準の運用について（20160920 商局第 2 号）」に基づき審査を行った結果、下記の内容において、同通達４．の一般に広く活用することができるものとして当該保安規則に規定する機能性基準に適合するものであると認められましたので通知します。

なお、本書面は、高圧ガス保安協会のウェブサイトで公開されます。

記

一般詳細基準の作成者	名　　称	一般社団法人日本冷凍空調工業会
	所　在　地	東京都港区芝公園 3-5-8　機械振興会館
冷凍保安規則の関係条項		冷凍保安規則 第十五条　法第十三条の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。 一　省略 二　特定不活性ガスを冷媒ガスとする冷凍設備にあっては、冷媒ガスが漏えいしたとき燃焼を防止するための適切な措置を講ずること
一般詳細基準の題名		JRA GL-20:2016　特定不活性ガスを使用した冷媒設備の冷媒ガスが漏えいしたときの燃焼を防止するための適切な措置
一般詳細基準の作成日		平成２８年９月２６日